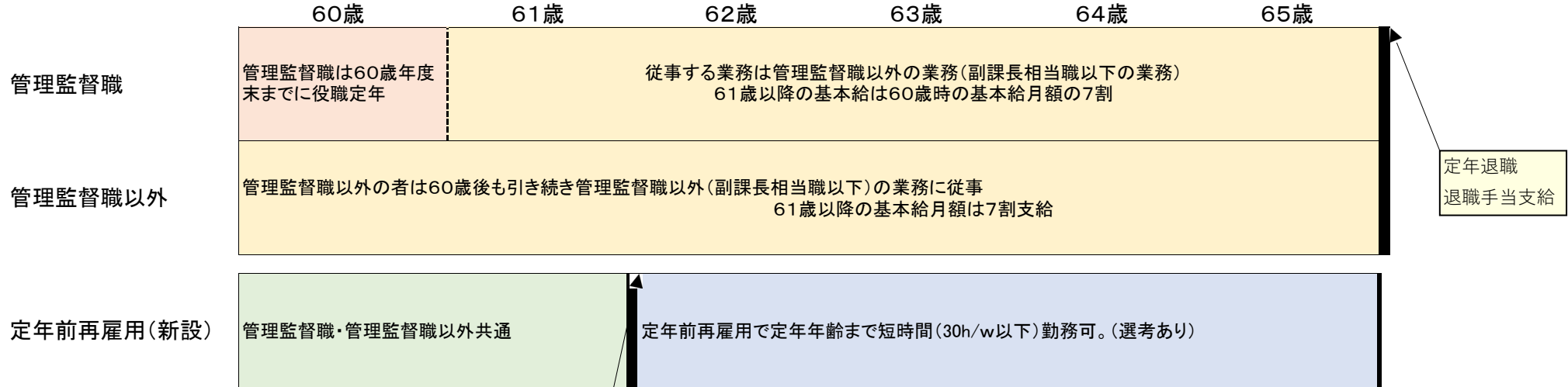


定年年齢引上げ後の働き方等について(用務員以外の例)

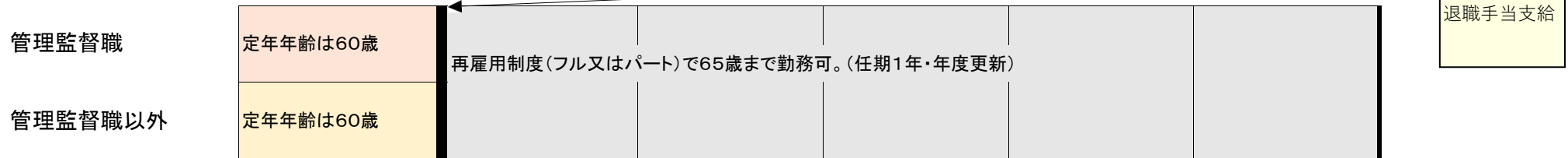
定年年齢引上げ後



自己都合退職
退職手当支給
(当分の間、60歳に達した日以後、非違によることなく退職する者の退職手当の支給率は、定年退職と同様とする措置あり。)

定年退職
退職手当支給

現行制度



定年退職
退職手当支給

※年度末年齢61歳以降の業務は、その者の職位に求められる職責・量の業務を処理する。

職位によって求められる職責・業務量は、60歳以下の者と同じ。

※定年年齢引上げ期間中は、再雇用制度を残置し65歳までの継続雇用制度を確保。

※定年前再雇用と再雇用(パート)の勤務条件は、雇用期間以外は基本的に同じ。

定年前再雇用の雇用期間は採用時から定年年齢まで、再雇用制度の雇用期間は任期1年、年度更新ありで年度末年齢65歳の年度末まで。